

○ 地域安全ネットワークの構築について

(令和4年5月20日付け香企画第107号)

県警察では、安全で住みよい地域社会を実現するため、生活に危害を及ぼす犯罪、事故、災害の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）について、警察、自治会、ボランティア団体、地方公共団体、学校等の取組を連携して推進するため、自治会等（自治会及びコミュニティ協議会等地縁団体であって自主的な活動を行っているものをいう。）を核とした地域安全ネットワークを構築することとし、「地域安全ネットワークの構築について」（令和3年6月29日付香企画第151号）に基づき、署地域課において構築作業を進めているところである。

しかし、地域安全ネットワークの取組みは自治会や地域コミュニティに限らず、警察を取り巻く様々な団体に対して広く働きかけていくことでより高い効果が期待できるものであり、県警察においても地域警察部門に限らず、全部門において取組むべき施策であることから、地域安全ネットワークの構築については、地域安全連絡員の負担軽減にも配慮しつつ、以下の方針で進めていくこととしたので、各署にあっては、引き続き、地域住民の理解と協力を得た上で、管内情勢に応じた地域安全ネットワークの構築に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 目的

地域安全ネットワークは、地域の実情に詳しい者、既存の警察協力者や団体等に警察の窓口となる「地域安全連絡員（以下「連絡員」という。）」を依頼し、連絡員との情報交換を通じて管内の実態を把握、警察情報を周知させるとともに、管内の実態に即した警察活動の推進、地域住民等と連携した活動の強化、地域住民等の自主的な地域安全活動を支援すること等により、安全で住みよい地域社会を実現することを目的に構築するものである。

2 地域安全ネットワークの構築要領

地域安全ネットワークの構築は、署の全ての課が連携し、次の要領で行うものとする。

- (1) 地域の実情に詳しい者、既存の警察協力者や団体及びコミュニティ協議会等に警察の窓口となる「連絡員」を依頼する。
- (2) 連絡員は、自治会長を含む各団体の長や地域安全推進委員、少年警察補導員等の警察ボランティアとの兼任も可能とする。
- (3) 地域課以外の警察職員が連絡員となろうとする者を把握した場合は、署地域課に連絡するものとする。

(4) 署地域課は、連絡員一覧表を作成し、署内各課と情報共有を図ること。

3 地域安全ネットワークの取組内容

(1) 警察の取組

ア 地域警察官の取組

常に業務を通じて連絡員に相応しい人物の把握、依頼活動を実施するとともに、連絡員に対しては、巡回連絡や警ら等にあわせて、積極的にミニ広報紙や交番速報等を活用した地域安全情報の発信や地域住民の意見・要望の把握等を行うほか、住民主体の地域安全活動を促進するためのアドバイス、支援等を行う。

イ 地域課以外の警察職員の取組

キャンペーンや会議等のあらゆる機会を利用して、連絡員に就くことを依頼するほか、地域安全情報の発信や地域安全に関する意見・要望の情報交換等を行う。

ウ 署の取組

連絡員を含む地域住民から入手した情報は、署内各課で共有するとともに、今後の地域安全活動に反映させる。

エ 本部の取組

本部各所属にあっては、署への地域安全情報の提供を行うなど、地域安全ネットワークが効果的に運用できる支援を行う。

(2) 連絡員の取組

連絡員は、警察官と地域安全に関する意見・要望の情報交換等を行うとともに、得られた地域安全情報を基に地域住民等への情報発信に努める。

ただし、警察から提供された地域安全情報を自治会等の地域住民に発信して共有するか否かについては、連絡員の判断に委ねるものとする。

(3) 「地域安全の会」の開催

署は、地域安全ネットワークの効果をより高めることなどを目的として、随時、連絡員との間で地域安全の会を開催するものとする。

なお、当該会議の開催にあっては、連絡員の負担軽減を図る観点から、個別開催に限らず、既存の他の会合に合わせて開催することができるものとする。

4 留意事項

地域安全ネットワークの構築及び取組に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 地域安全情報の発信や住民の意見・要望等の把握、住民との連携強化等

については、管内全域において行うものであることから、署内全ての課が連携して連絡員の確保、地域安全ネットワークの構築に努めること。

- (2) 連絡員に就くことの承諾、連絡員としての取組等については、相手方が判断すべきことなので、承諾や取組に関して無理強いしないこと。
- (3) 地域安全ネットワークの取組については、地域安全活動に対する住民の意識や活動状況が地域ごとに異なっていることを踏まえ、市町や地域の状況に応じた方法で取り組むこと。
- (4) 署長は、地域警察官の勤務例の見直し、転用勤務の抑制、巡回連絡強化日の実施等により、地域警察官が連絡員と情報交換する時間を確実に確保すること。